

令和4年 第6回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年6月15日（水）午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫 横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 欠席： 平尾温己 袴田博子 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穂 石川宗明 斎藤和也 平野寿宏 松本行弘 縣弘之 奥山英洋
河村幸一郎 秋山尚司 嶋田哲也 内山忍 富永幹人 笠原直人

4. 審議事項

- | | |
|--------|---|
| 第39号議案 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 第40号議案 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 第41号議案 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 第42号議案 | 買受適格証明願について(3条許可公売) |
| 第43号議案 | 非農地証明について |
| 第44号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について |
| 第45号議案 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 第46号議案 | 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について |
| 第47号議案 | 令和5年度農地利用最適化施策に関する意見について |

5. 報告事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 報第38号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報第39号 | 農地法第4条第1項第8項の規定による農地転用届出について |
| 報第40号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報第41号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報第42号 | 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について |
| 報第43号 | 農地の地目変更登記に係る報告について |
| 報第44号 | 農業用施設証明について |

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立することをご報告申し上げます。議席番号4番平尾温己委員、議席番号10番袴田博子委員、議員番号24番鈴木要委員が欠席です。

また、会議中は携帯電話の電源はお切りいただき、マナーモードに設定するようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。昨日、梅雨入りしましてじめじめした日が続きますが、梅雨は農家にとって大事なものですから悪く言つてはいけませんが、大変な時期に入っていきますので体調など壊さないようしていただきたいと思っております。

本日の挨拶ですが、先月、国の方で人・農地プランに関する法案がいくつか可決されましてその中で心配な法案が有りました。それは、下限面積の撤廃という事で、皆さんもご存じのとおり農地を購入する方は、東区なら20a以上耕作していないと許可できません。これを撤廃すると言う事になりますと、まだ詳しいことは分かりませんが、例えば家庭菜園100坪を農地として欲しい場合、下限面積がないと許可していく事になります。ゆがんだ見方をすると、資産として今のうちに農地を購入しておこうと思って農地を購入してしまうケースがあるかもしれません。このような事が下限面積の撤廃をしますと可能性としてはあるのではないかと思っています。ただ、すぐに購入できるわけではありません。たとえば研修証明書を提出してもらうとか、農業委員会との面談とかありますのでそんなに簡単な事ではないと思いますが、今までつかえ棒になっていた下限面積が無くなると言う事は、そういうことまで心配せざるを得ないと私は考えています。個人的な意見ですが例えば研修証明書を認定農家又は農地所有適格化法人の下で60日以上研修したものに対してのみ与えて、それをもとに農地の取得を考えるという事であれば多少は抑えになると思いますが、それもなしでただ下限面積を外して皆さん農業をやりたい方は、どんどん農地を購入してくださいと言う事であったなら、大変な事だと思っておりますが、施行は来年の5月と聞いておりますので、その間に国の方も段々細かいことが出てくると思いますが、先走ってこのような話をするのも不謹慎かもしれません、それぐらい下限面積の撤廃というのは大変な事だと私は感じておりますので、皆さんも注視していただくようお願いしたいと思います。

そういうこともありますがあなたと致しましては、行政機関でございますので国でこうだと法律、制度が出来ましたらそれを肃々と進めていくというのが当たり前でございますので、今言ったことは単なる私の想像の域だと思っておりますので必ずではございません。

ざいませんが、それくらい注意していただきたいと思い挨拶の中に入れさせていただきました。今日は、慎重な審議、案件がありますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。簡単でございますが挨拶とかえさせていただきます。

それでは只今から、令和4年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号2番渡瀬三郎委員、議席番号5番加茂龍雄委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第39号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号130番外29件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が14件、贈与に係る案件が1件、賃貸借に係る案件が2件、使用貸借に係る案件が8件、区分地上権に係る案件が5件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「入野」、整理番号131番は贈与による取得、132番は賃借権の設定に係る案件でございます。申請人は、西区入野町の[REDACTED]でございます。

[REDACTED]は西区入野町で主にウツボカズラの観葉植物を家庭菜園程度に耕作しておりました。この度、自宅に隣接する申請地を贈与により取得するとともに、賃借権を設定して本格的に農業参入したく申請にいたったものでございます。贈与を受ける申請地は、西区入野町の畠、合計2筆で、取得後は施設栽培でウツボカズラ、露地栽培で玉葱を作付けしていく計画でございます。一方、賃借権を設定する申請地は、西区大久保町の畠の一部でレッドキャベツを作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を贈与で取得するとともに賃借権を設定するため、浜松市農地法第3条に係る許可基準第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案3ページ、地区「五島」、整理番号138番は賃借権の設定に係る案件でございます。賃借人は、中区中央一丁目の[REDACTED]でございます。[REDACTED]は新規で設立された一般法人で、パプリカの栽培を行います。この度、申請地に賃借権を設定し、農業へ新規参入を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、南区西島町の田畠、合計30筆で農業用ハウスを建築しパプリカを作付けしていく計画でございます。この案件は、農地法第3条第3項の規定による一般法人の許可に該当するため、毎年、耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

議案4ページ、地区「三方原」、整理番号139番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区大原町の[REDACTED]でございます。[REDACTED]は北区大原町で主にみかん、キウイ等の果樹、サツマイモ、ナス等の露地野菜を耕作しております。この度、通作の便の良い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区豊岡町の畠、合計2筆で、取得後は柿、みかん、キュウリ、大根を作付けしていく計画でございます。

議案5ページ、地区「北浜」、整理番号149番150番、議案5ページと6ページ、地区「龜玉」整理番号152番153番155番は使用貸借に係る案件でございます。使用借人は、静岡市葵区の[REDACTED]でございます。[REDACTED]は、浜松市内及び静岡県内で営農型太陽光発電設備の下部農地において柿を耕作しております。この度、太陽光発電パネルの下部農地を貸借し規模を拡大したく申請にいたりました。権利設定後は、柿の作付けをしていく計画でございます。

議案5ページ、地区「北浜」、整理番号148番、議案5ページと6ページ、地区「龜玉」整理番号151番154番は区分地上権の設定に係る案件でございます。区分地上権者は、東京都渋谷区の[REDACTED]です。今回、[REDACTED]が営農する農地の上空で、太陽光発電パネルを設置するため、区分地上権を設定する申請にいたりました。農地の使用貸借、区分地上権設定とともに、申請地は浜北区竜南及び新原の畠、合計8筆です。太陽光発電パネルの下部農地では柿を耕作していく計画でございます。[REDACTED]の農地貸借申請については、農地法第3条第3項の規定による一般法人の許可に該当するため、毎年、耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたと報告を受けております。

続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で審議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会ですが、4件のうち3件は特に問題はなかったのですが、整理番号146番の案件についてちょっと心配なところが有りました。譲受人の████████が三ヶ日でも一番大きく████████を経営している方でありまして、その方が████████の多角経営をやっている方で、████████のモーターボートを置くところがなくて農地に最近まで置いてあったという違反がありました。今回はみかんを植えるため農地を購入したいという申請だったので、事務局で確認してもらったところ、ボートが片付けてあったため、なかなか指導することができないと思いましたが、申請代行者が農業委員会はその時嘘を言って許可が下りてしまえば後は何とかなるから、私がやってあげると申請を出してきたという話が耳に入り、申請代行者と████████の2人を呼び出し案件とし、████████が絶対ボートを置くこともなく農地として活用していく、嘘は言わないということでその言葉を信用して、これからもずっと職員も私達もちゃんと管理しているのか見てまいりますよと伝え、協議が終わるまで待機してもらい結果を事務局から伝えてから帰ってもらいました。申請代理人の行政書士も理解してくれたと思います。特に問題ありません。

議長 ご苦労様です。続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 三ヶ日地区調査会の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。私どもの地区調査会は全件協議の結果、問題ありませんでした。無風状態でした。

議長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議ましたが、地区外でございましたので呼出し案件としましたが特に問題ありませんでした。

議長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安 浜名・北浜地区調査会で審議ましたが、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は举手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第39号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

木下 次に、第40号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案7ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 36 番外 10 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅関連が 1 件、自己用住宅関連が 7 件、貸家住宅が 1 件、貸駐車場が 1 件、太陽光発電が 1 件でございます。農地区別の内訳は、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 7 件でございます。なお、是正案件は、36 番、38 番、41 番、46 番です。また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 37 番は、呼び出し案件でありまして全面コンクリート敷きで周りにはフェンスを設けるため問題ないと思います。もう 1 件も協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました結果、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 40 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 异議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 41 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明を願いします。

木 下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 420 番外 103 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅関連が1件、農業用施設が2件、自己用・共同住宅関連が73件、事業用の建物関連が3件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が13件、太陽光発電が8件、学校関連が1件、営農型太陽光が5件、一時転用が6件でございます。

また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が11件、第1種農地が16件、第2種農地が9件、第3種農地が68件でございます。

なお、是正案件は整理番号465番、491番、503番、511番、522番、523番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、[] 委員はご退室をお願いします。

([] 委員 退室)

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

石川 議案24ページ、地区「三方原」、整理番号481番をお願いします。北区根洗町の畠5,471m²について、ソフトボール場を設けたいという申請でございます。申請者は、[] [] に拠点を置き、[] です。

一昨年、申請者の運営する小学校が新たに開設されたことにより、内部進学する中学生、高校生の生徒数が増加し、学園の敷地内であるソフトボール場に新校舎を建築することから、その代替え地としてソフトボール場を全部移転する計画です。申請地は、[]

[] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、ソフトボール場、管理棟、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、汚水・雑排水は合併浄化槽から排水路へ、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局に説明に續いて、地区調査会の協議結果について三方原地区調査会の内山委員からご報告をお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第41号議案「農地法第5条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することに

ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、[REDACTED] 委員はご入室をお願いします。

([REDACTED] 委員 入室)

議長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

石川 議案 10 ページ、地区「笠井」、整理番号 428 番をお願いします。東区豊町の畳 4,960 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、豊町に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。精密部品の受注が増加しており、既存の工場が手狭になったため、本社に近い申請地に工場を新設したく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切壁を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ、地先水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から地先水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであります。

続きまして、議案 12 ページ、地区「神久呂」、整理番号 438 番をお願いします。西区西山町の畠 3,776 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、西区西山町に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。現在、申請地の周辺に本社工場、第 2 工場を構えていますが、受注増加に伴い手狭になったこと、第 2 工場は老朽化のため取り壊し、地主に返還する予定であることから、本社隣の申請地に工場を新設したく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から地下調整池に流入させ、地先水路へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであります。

続きまして、議案 22 ページ、地区「北浜」、整理番号 504 番をお願いします。浜北区新堀及び上善地の田畠 11 筆、6,021 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本店を置き、[REDACTED] を営む法人です。この度、良質の砂

利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED]
[REDACTED] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,181.75 m²、最大掘削深 8.8m、総掘削量は 8,326 m³を予定しております。工事期間中は、最小 2m、最大 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、水稻、キャベツ、ブロッコリーを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。また、申請地は土地改良事業中ですが、浜北土地改良区と静岡県西部農林事務所で土地改良事業に支障がないことを確認しております。

続きまして、議案 22 ページ、地区「中瀬」、整理番号 507 番をお願いします。浜北区中瀬の畠、4 筆、5,340 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本店を置き、[REDACTED] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,952 m²、最大掘削深 10.00m、総掘削量は 18,973 m³を予定しております。工事期間中は、最小 2m、最大 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、キャベツ、ジャガイモ等を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願ひします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたと報告を受けております。

- 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中 村 庄内区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
- 足 立 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。
- 袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
- 山 中 細江地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした
- 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
- 中 安 浜名・北浜地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で審議した結果特に問題ありませんでしたが、事務局の報告で砂利採取の埋戻し後の耕作者について決まっているのか事務局より報告をお願いします。
- 富 永 浜北農地利用グループの富永です。砂利採取事業の埋戻し後の耕作者についてですが、整理番号 504 番の新堀、上善地については、地元の認定農業者が耕作する予定となっております。整理番号 507 番につきましては、土地所有者と地元の農業法人が耕作する予定となっております。
- 森 島 わかりました。
- 議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、整理番号 523 番、宅地進入路について地役権が付いておりましたが、事務局より説明を頂き、問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (発言なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 41 号議案「農地法 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 42 号議案「買受適格証明願について（3 条許可公売）」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。

（議案を読み上げる）

石 川 今月の買受適格証明願は公売にかかる案件 1 件でございます。

農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

それでは、地区「龜玉」、整理番号 4 番について説明いたします。願出人は、[REDACTED] の農地所有適格法人、[REDACTED] でございます。[REDACTED] は、樹木の栽培売買及び造園をしておりますが、居住地に近い農地で規模拡大を希望しており、この度の申請にいたったものでございます。申請地は浜北区新原の畠、1 筆で取得後は、植木畠として種苗を作付していく計画でございます。審査したところ、下限面積要件等、農地法第 3 条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（質問なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 42 号議案「買受適格証明願について（3 条許可公売）」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 异議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 43 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明を願います。

木 下 議案 29 ページをご覧ください。

（議案を読み上げる）

石 川 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 15 番 1 件でございます。

地区「天竜」、整理番号 15 番の申請地は、斜面地で耕作困難のため、昭和 63 年 4 月頃に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 43 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 异議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 44 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の

利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 32 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

富 永 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 6 番外 1 件でございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「神久呂」、整理番号 7 番について説明いたします。被相続人は、平成 13 年 12 月 6 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、中区和合町にお住いの、子の [REDACTED]、74 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 6,462 m²です。現地調査をした結果、白菜、馬鈴薯等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。また、整理番号 6 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答)

議 長 それでは採決します。第 44 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 异議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 45 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 33 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 4 年度第 3 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 4 年 6 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 507 筆、331, 475.16 m² の内訳でございます。今月は、笠井地区での 9 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 45 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、47 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、委員該当案件がございますのでお願いします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、横井委員はご退席をお願いします。

(横井委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明をお願いします

富 永 新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。[REDACTED] です。東区大瀬町の認定農業者、[REDACTED] のもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。東区豊町 [REDACTED] の畠、1, 041 m² を借り受け、オクラ、トマト、キュウリ、ナスの栽培を予定しております。

次に、13 ページの 13 番、14 番をご覧ください。[REDACTED] です。南区安松町

の認定農業者、[REDACTED]のもとでさつまいもの栽培を学び、今回の申請にいたりました。南区倉松町 [REDACTED] 外 1 筆の畠、計 1,237 m²を借り受け、さつまいもの栽培を予定しております。

次に、14 ページの 15 番、16 番をご覧ください。[REDACTED]です。西区大平台の認定農業者、[REDACTED]の息子の[REDACTED]が規模拡大のため、令和 4 年 1 月に法人を設立し、今回の申請にいたりました。西区吳松町 [REDACTED] 外 1 筆の畠、計 6,875 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、13 ページの 1 番から 12 番、19 ページから 41 ページ、45 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 298 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(森島委員　挙手)

森島　冒頭会長のおしゃっていた下限面積の撤廃について、利用集積計画の決定についても中間管理機構へ集約され、地元で納得するかたちで配分が出来るのかガイドラインの示され方に注目して、我々も指導性を發揮していかないと、問題提起させていただきたい。

議長　その他ありますでしょうか。

(その他補足説明なし)

議長　それでは、ご意見もないようですので、第 45 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長　異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、横井委員はご入室をお願いします。

(横井委員　入室)

議長　次に、第 46 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明を願います。

木下　お手元の議案 35 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

松本　農用地区域除外、編入などの担当をしております農地利用課農地活用グループの松本と申します。よろしくお願ひします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。本日、ご覧いただきたい資料は、別冊 2 となります。それでは、お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、

本年2月21日から3月4日にかけて申出を受けました、第85回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2ページには全体の集計表、3ページには除外をできる要件を記載した資料、4ページから29ページが区別の一覧表、31ページから38ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。今回の件数についてですが、2ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が220件、編入が5件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区2件、東区46件、西区44件、南区26件、北区50件、浜北区51件、天竜区1件、編入は、東区1件、北区4件となります。なお、これは参考ですが、諸事情により申出後、取下げされたものが、農用地区域除外については東区1件、西区2件、南区3件、北区1件、浜北区1件の合計8件、農用地区域編入については浜北区1件ございます。この取り下げられた除外8件、編入1件は先ほど申し上げた除外220件、編入5件には含めておりません。

次に、4ページから29ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件の一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外、転用する手続き上、関係する許認可などの見込みが現時点では無いものなど、農用地利用計画の変更が難しく容認できないと判断した案件については「×」の記号を、関係する許認可などの見込みが現時点では無いが、計画者の他法令の調整や計画内容の確認だけで容認できる可能性がある案件には「△」の記号を記載しました。「空欄」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断されたことから、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めていこうとする案件でございます。

次に農用地区域除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地区域除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域から農用地区域外にすることをいい、一般的には除外と呼んでおります。また、その逆で農用地区域以外を農用地区域に変えることを編入と言い、これらの除外・編入といった計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件について簡単にご説明させていただきます。別冊2の3ページをご覧ください。こちらは農振法の第13条第2項第1号から第5号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。今後の主な手続きの流れとしましては、静岡県への事前協議、11条公告、縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12条公告を行い除外が決定します。その後、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可是個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は個々の申出を市全体のひとつの計画として「農用地利用計画の変更」となるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明

させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は別冊 2 の 4 ページから 29 ページ、一覧表内の右の方の農振法欄に「×」と記載した案件の西区 1 件、北区 1 件、浜北区 2 件の合計 4 件とさせていただきます。「△」と記載した案件については、案件ごとにそれぞれ現時点では容認できない理由がありますが、その理由を挙げますと、他法令との許認可の見込みの調整がまだできていない、青地を除外しなければならない理由が不十分、青地以外に変わる土地がなかったかの検討が不十分、除外面積の規模根拠が不明瞭などがありますが、7 月下旬の県との事前協議までにそれらの調整や確認ができる見込みがあり、容認できる可能性がある案件ですので説明は割愛させていただきます。それでは区ごとに西区、北区、浜北区の順番で担当から説明します。

それでは担当者、よろしくお願ひします。

嶋 田 西区 20 番について、説明いたします。

資料の一覧表の 12 ページ 20 番、案内図等は 31 ページ、32 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] を営んでおりますが、取扱件数も増え、事業敷地が手狭であり、輸送トラックへの積み込み時間を短縮し、事業コストを抑えるため、駐車場、資材置場を拡張する計画です。申出地については、事業敷地の現況図が提出されていないため、拡張敷地の規模根拠が不明瞭です。また、現在の事業敷地内に都市計画法の違反建物があり、計画配置図には建物がないことから事前に撤去するように依頼していますが、現在、撤去はされておらず、現時点では都市計画法に違反がしている状況でございます。以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに規模根拠及び都市計画法違反の解消が確認できた場合には容認案件とします。

続きまして北区の説明に入ります。北区担当から説明いたします。

内 山 北区 30 番について、説明いたします。

資料は一覧表の 20 ページ 30 番、案内図等は 33 ページ、34 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] などの事業を行う法人で、[REDACTED] と製造請負契約を結び、工場内のスペースを借りて請負作業を行っていましたが、[REDACTED] が事業拡大のためスペースを貸すことが困難となつたため、産業用ロボット部品組立業務について [REDACTED] でスペースを借りて請負作業を行っていましたが、自社工場で請負するよう要請され、浜松市第 78 回随時変更、平成 31 年 4 月決定分で除外した新工場に移管するも、移管できない部分が残り、今回の申出により、移管できなかつた産業用ロボットの部品組立業務についての自社工場の建設を計画したものです。しかしながら、第 78 回除外で計画した新工場が今回申出地の北側に完成しましたが、都市計画法における開発行為の手続きが未完了で、企業調査も行われておらず、現時点では都市計画法の許可見込みがないものと判断されます。以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに都市計画法違反の解消が確認できた場合には、容認案件とします。

続きまして浜北区の説明に入ります。浜北区担当から説明いたします。

平 野 浜北区 43 番について説明いたします。

資料は一覧表の 26 ページ 43 番、案内図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。申

出者は [] を営む法人です。業務拡大に伴い、土置き場及び残土置き場が不足しております、また、社用車・重機の駐車場も余裕のあるスペースが確保できていないため、資材置場・駐車場を隣接地に設ける計画です。しかしながら、事務所自体が都市計画法違反であることが判明し、都市計画法の許可見込みがないことから事務所に隣接し管理、使用することの位置選定が言えません。そのため 1 号要件を満たしておらず、除外は難しいと考えます。

続きまして、浜北区 44 番について説明いたします。資料は一覧表の 26 ページ 44 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。申出者は [] を営む法人です。近年はスケートボード場の施工も行っています。浜松市にはスケートボード場が少なく要望があるため、新たにスケートボードパークを建設する計画です。位置選定条件として、事務所に隣接し管理できること、インターチェンジから 10 分以内であることとされていますが、事務所自体が都市計画法違反であることが判明し、都市計画法の許可見込みがないことから事務所に隣接し管理・運営することの位置選定理由として認めることは難しく、またインターチェンジから 10 分以内であることについても、具体的な理由が不明であると考えます。スケートボード施設の要望を受け計画をしたともありますが、具体的な資料はなく必要性が不明確です。以上のことから、除外を容認することは難しいと考えます。

説明は以上でございます。

以上、第 85 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

森 島 別冊 2 の 3 ページに示されている除外要件農振法第 13 条第 2 項 1~5 号について、とても大切なことだと思います。我々の業務を進めていく上で、このような除外要件と、浜松市の除外を認めている要綱との間で、土地の許可という軍配の上がり方の問題ですが、基本的には開発が認められるべきだと、除外の取り扱いがされているのかと私は思っています。行政サイドは、基本的に認めていくという方向でやっているのだから、司法関係者からすると何とかしてあげようということになり得ることを、物語的には、関連付けられるとは思うんです。会長が冒頭おっしゃった農業経営基盤強化促進法の一部改正に関する議論にも繋がりますが、本当に基盤強化法を機能させようと思ったら、浜松市が受けている開発については、あまり制約的に取り扱うべきではないと、出来るだけ好意的に取り扱わないと、法律上訴訟に持ち込まれた場合に浜松市が不利になるという前提が浜松市農業委員会にはあったと思っています。その意味で、開発業者の権利と農地を維持、発展させていくという我々の活動意義とぶつかり合いがあり得ます。

浜松市の除外担当部局としては特別なことがない限り開発は認められるべきだと、同時にそうしていかないと訴訟に持ち込まれた時に負けるという昔からの考え方方が、今でも変わっていないのか伺いたいと思います。

松 本 私たちの関係する法律も含めて意見を言うと、まずは農振法と農地法の違いを説明します。農振法はいわゆる優良農地の区域を決めるゾーニングでございます。農業振興施

策を推進するためのものであり、5要件を満たせば除外することができるとされております。農地法については、転用計画者等による個々の申請行為であり、個々の内容について転用地の周辺農地への営農支障など、影響がないかを立地的な部分も含め審査していくものでございます。憲法においては財産権として個人の土地の所有・利用を認められていますが、反面、憲法は公共の福祉に適合する法律を定めることにもなっているため、地方公共団体の計画などの法律に基づいた方針・運用に対して尊重してもらいたい部分もあります。また、浜松市全体としては土地利用については企業誘致を積極的に行う方向性が強いと感じている部分もありますが、農振法は5要件を満たせば除外することができるとされていますので、他法令の許認可の見込みがあれば除外する方向で考えております。しかし5要件を満たしても他法令の許認可の見込みがなければ5要件を満たしても除外はしません。

(森島委員挙手)

議長 森島委員どうぞ。

森島 そのように答えざるを得ないと思うのですが。

今度の農業経営基盤促進強化法の一部改正の議論の中でも、出て来ているのが企業法人の農地取得の問題が改めて提起されていて、先日国會議員より問題点はどこにあるのかとの質問を受け、一般的には、法人が所有する場合、農地以外での目的で使用されるリスクが拡大されると答えました。私は、農地保有、農地所有の議論の根底には、日本国憲法があると考えています。日本国憲法は、土地の個人所有を認められているため、権利者の権限は極めて大きいと思っています。権限に対し制約を設けることに憲法違反だと言われかねないと行政サイドはいつも思っています。我々の発言が訴訟に発展すると負けると行政職員の方が思うというのは無理のないことだと思います。しかし、そこで二の足を踏んでしまうと我々の業務は出来なくなってしまいます。特に除外の担当職員の方は大変だけれども、これ以上荒廃農地を増やさない、浜松の農地を維持管理していくという認識を持っていただき、どうせ荒廃農地になるのだから除外、転用すれば良いという考えが社会一般には、有るという中で厳しい態度で対応をしてもらいたいと思っています。

議長 その他ご意見ござりますでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは、意見等もないようですので、第46号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、「特段意義はありません。」ということでお異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め回答することといたします。

次に、第47号議案「令和5年度農地利用最適化施策に関する意見について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

木下 お手元の議案37ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

齋 藤 それでは説明いたします。4月に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から最適化施策に関する意見をご提出いただきましたが、いただいた意見を参考に、会長と協議して意見の案を作成した上で、5月16日の役員・幹事会において協議を行いました。本日、承認されましたら県農業会議あて提出いたします。では、38ページをご覧ください。

タイトル：中山間地域における持続可能な農業の展開について。

現状・課題：中山間地域では、傾斜地や、狭小で分散しているなど集積が困難な農地が多く、また、農業者の高齢化や後継者不足により遊休農地の増加が懸念されている。中山間地域での農業を持続可能なものとするためには、農作業の省力化、効率化が喫緊の課題となっている。

改善意見：中山間地域における持続可能な農業の展開を可能にするため、地域の農業の特性に応じた基盤整備事業の展開・中山間地域農業の特性に応じたIoT、AI等の先端技術活用による農作業の省力化、高品質生産の両立を可能とするスマート農業の研究。

以上が浜松市農業委員会の最適化施策に関する意見の案でございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(その他発言なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第47号議案「令和5年度農地利用最適化施策に関する意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第38号から第44号までを、事務局から報告お願いします。

木 下 お手元の議案39ページをご覧ください。
(報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

井 上 ・水窪じゃがたについて
議 長 ・活動報告書の記載について
議 長 それでは、他にございませんか。
(その他報告なし)

議 長 それでは、事務局から連絡がありましたらお願ひします。
局 長 ・農業会議情報について
縣 木 下 ・盛土条例について

木 下 今後の会議予定
・令和4年 第7回 浜松市農業委員会総会
日時 令和4年7月19日(火) 午後2時30分～

場所 北区役所 31・32 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第6回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時55分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年7月19日(月)

会長 松島 好則

委員 渡瀬 三郎

委員 加茂 龍雄